

法律と哲学／法律の哲学

関係性・歴史性・普遍性

高柳賢三

書肆心水

目次

はしがき 11

第一編 緒論

第一章 法律哲学の対象及び任務 14

第二章 法律哲学の研究方法 19

第一節 研究方法一般 19

第二節 法律哲学の研究方法 22

第三章 法律哲学と他の学問との関連 27

第二編 法律哲学の歴史

第一章 ギリシャ哲学 37

第一節 初期 37

第二節 ソフィスト 38

第三節 ソクラテス 41

第四節 プラトン 43

第五節 アリストテレス 47

第六節 ストア派 52

第七節 エピクロス派 53

第二章 ローマの法律家 56

第三章 キリスト教及び中世の法律哲学 61

第一節 キリスト教理 61

第二節 教父時代 63

第三節 スコラ派 65

第四節 ギベリン派の著者と社会契約理論 68

第四章 近代の法律哲学 73

第一節 文芸復興 73

第二節 マキアヴェリとボーダン 76

第三節 グロチウス 80

第四節 ホッブス 84

第五節 スピノザ 87

第六節 プフェンドルフ 89

第七節 ロック 91

第八節 ライプニッツ、トマジウス及びウオルフ 94

第九節 ヴィーコとモンテスキュー 99

第十節 ルソー 104

第十一節 イマヌエル・カント 109

第三編 法律哲学の体系

第一章 法律の概念 126

第一節 緒論 126

第二節 法律規範の認識 138

第三節 法律規範及び道徳規範の認識論的地位とその関連 144

第四節 法律規範の構成要因 150

第一項 一般性 151

第二項 命令性 153

第三項 強制可能性 156

第五節 権利 161

第六節 法律関係と権利主体 170

第二章 法律の成定的発現 182

第一節 社会 182

第二節 国家 189

第三節 成定法 199

第四節 成定法の起原 210

第五節 成定法の法系的開展 215

第一款 総説 215

第二款 東洋の法系 216

第一 エジプト法系 217

第二 メソポタミア法系 220

第三 ヘブライ法系 222

第四 イスラム法系 225

第五	インド法系	229
第六	支那法系	233
第七	日本法系	236
第三款	西洋の法系	243
第一	ギリシャ法系	243
第二	ローマ法系	245
第三	ゲルマン法系	249
第四	海商法系	252
第五	カノン法系	255
第六	ケルト法系	258
第七	スラブ法系	261
第八	近代ローマ法系	265
第九	近代ゲルマン法系（英法系）	270
第六節	成定法進化の原理	274

第三章 法律の合理的基礎 282

第一節	正義感情	282
第二節	法律の基礎に関する理論史の批判的考察	283
第三節	自然法存在の論証	296
第四節	自然法と成定法との交渉（成定法律秩序尊重の意義及び限界）	305

法律と哲学／法律の哲学

—— 関係性・歴史性・普遍性

凡例

- 一、本書は高柳賢三著『法律哲学原理』（一九二九年、岩波書店刊行）の改版改題復刻版である。
- 一、元の本は版面上部に内容小見出しが掲載されているが本書では省いた。
- 一、漢字は新字体の標準字体、仮名遣いは現代仮名遣いで表記した。「聯」「互」「劃」「綜」は旧字体ではないが、それぞれ現在一般的文書で使われている「連」「亙」「画」「総」におきかえて表記した。
- 一、漢字表記のうち現在一般的文書では平仮名表記されるほうが多いものは平仮名表記におきかえた。
- 一、送り仮名は現代的に加減した。
- 一、片仮名語は現在一般的な表記に（近づけるように）変更した。
- 一、片仮名語に付されている鍵括弧は、引用符でもなく強調のためでもないと考えられる場合はこれを外した（片仮名語以外でも同様の処理をしたものがわずかにある）。
- 一、著作名を括る鍵括弧には『』ではなく「」が使われているが（例えば「実践理性批判」のように）これは『』に変更することなくそのまま表記した。前近代の著作や文書の場合、現在、著作物について『』と「」を使い分けるように区別し難い場合が多いためである。また、文脈上「」で括る必要性を感じられない場合に「」を省き、その逆に「」を加えた場合もある。
- 一、踊り字は「々」のみを使用し、その用法は現代的に調整した（例、民主々義↓民主主義）。
- 一、読み仮名ルビを加えた。欧文原語読みルビのかけかたが不適切な場合にルビから括弧入れ処理に変えたところがある。
- 一、表記の目立つ不統一は統一した。
- 一、句読点を加減調整したところが多少ある。
- 一、「？」はそれがなくとも疑問文であることが明らかな場合は句点におきかえた。
- 一、「〔」は本書刊行所による注記である。
- 一、索引は本書刊行所が作成したものである。

はしがき

本書は初学者に対して、法律哲学の大意を説明する目的で、執筆されたものである。本書の執筆は数年前完了せらるべき企図であつたが、諸種の事情に妨げられて、今日まで公刊が延期された。ただその一部は社会学叢書第五篇「法律哲学」中に発表されたのであつたが、右は頁数に制限が置かれた関係上、法律哲学の全体の機構を示すことが出来なかつたので、本書では全部これをまとめて発表することとした。

法律哲学で如何なる事項を取り扱うべきかについては、何等定説がある訳ではない。従つて私は、私自身妥当と認めた処に従つて、自由に材料の取捨を行い、法律哲学の輪廓的叙述を試みた。特殊問題の詳細な研究は、勿論、本書の企図せざる処である。また現代諸家の教訓を感謝を以て学びつつ、一々これを引照せず、またその学説の詳細な論評にまで及ばなかつた。ただ本書の説かんとした理論の歴史的背景は、これを明らかにせんとつとめた。初め私は詳細な註釈に依つて、諸種の過去及び現代法律哲学学者の理論と本文所説との関連、及びそれ等理論の批評にまでに及ばんとしたのであつたが、かかる企図は本書をして余りに尠大ならしめ、本書の目的を超越することを発見して、全部これを省略した。そしてそれ等を全部発表する仕事は、これを他の機会に譲ることとした。

全部を書き了えて後、論ずべくして論ぜざりし事項、説明において改善を要すべき部分の存在するのを感じるのであるが、一先ずこのままで公刊し、他日訂正増補の機会のを期待するのである。

昭和四年十月五日

東京帝国大学法学部研究室にて

著者

第一編
緒論

第一章 法律哲学の対象及び任務

法律哲学は哲学の一部である。そして古典的な考え方に基いて、哲学は事物の「普遍性」を研究するものであることが許さるるならば、法律がその普遍相において研究せらるる限度において、法律は哲学の対象をなすものであることが出来る。

哲学はまた「第一原理」の研究であるとも云うことが出来る。第一原理は、とりもなおさず事物の普遍相を現わすべきであるからである。そして「實在」と「思惟」とを対象としてその第一原理が研究せらるる場合には、そこに「理論哲学」が成立する。これに対し、「行動」を対象としてその第一原理が探究せらるる場合には、そこに「実践哲学」が成立する。

実践哲学は人間行動の第一原理を研究するものであるが、それはまた狭義の「道徳哲学」と「法律哲学」とに分つことが出来る。但し「道徳哲学」ないし「倫理学」と云う言葉は、広く「実践哲学」と同義に使用せらるることもあるし、また法律哲学と対立せしめて狭義に使用せらるることもある。とにかく法律哲学は、実践哲学ないし広義の道徳哲学、倫理学の一部をなすものであると云うことが出来る。

「法律学」と云う言葉も広狭二義に使用される。広義においては、「法律科学」と「法律哲学」との両者を包含するのであるが、狭義において、それは「法律哲学」と対立した意味の「法律科学」の意味で使用せられる。そして法律科学は、法律をその特種相において研究するものであり、法律哲学は、これをその普遍相において

研究するものである点において、両者の差異が存する。歴史的に表現せらるる各時代、各国民、各民族には、法律体系——特定国民ないし民族の生活を拘束的に規律する慣習ないし法律の一体——が存する。そして民族が異なり、時代が異なるに従って、それぞれ異なった法律体系が数多く見出さる。法律科学は、これ等の特殊な諸々の法律体系を研究の対象とする。例えば、ローマ法、イギリス法、日本法と云うが如きこれである。また法律科学は必然的に分化されて、これ等体系中の一部だけを対象とする。例えば、憲法学、民法学、刑法学と云うが如きこれである。即ち法律科学は法律をその特種性において究めんとするのであるが、これに對し、法律哲学はこれ等の特種性を超越して、先ず「法律」そのものの概念を明らかにしようとする。即ちあらゆる民族の、あらゆる時代の法律体系に妥当な、法律の普遍的な性質を究めんとする。カントの表現を借りて云えば、法律科学は「クイド・ユリス」（一定の体系に法律として確定されたものは何であるか）を研究するのであり、法律哲学は「クイド・ユス」（一般に法律とは何を意味すべきであるか）を研究するのである。そして法律の普遍的性質を明らかにするためには、同時にまた、法律と道徳との関係、權利、權利主体、法律関係等の關係をも、明らかにせねばならなくなるのである。これ等概念を決定することは、また法律のこの研究の一部を構成するものである。

以上の研究を、法律哲学の論理的方面と云うことが許さるるならば、法律哲学には第二の方面がある。それは現象論的方面であると云うことが出来る。即ち法律現象の全部的統一的研究である。

成定法は、特種国民に、特種的な例外的な要因からのみ発生するのでなく、總ての時代の、あらゆる国民に共通な現象である。それは常に同一性を具備した人間性からの必然的所産である。云い換えれば、總ての特定成定法律秩序には、特種的な発生原因があるばかりでなく、一般的な発生原因がある。従って法律現象の研究は、法律科学の試みる特種的な方法から更に一步を進めて、一般的な人類全体の現象として、法を把握することを要請する。法律現象の全部を靜的動的の兩方面に亘って把握するためには、あらゆる人類の法律史を研究し、なるべく完全に法律の生命を、その起原とその發展とにおいて、眺めることが必要である。かかる研究が

第二章 法律哲学の研究方法

第一節 研究方法一般

研究方法と云うのは、我々の思惟が真理に到達するために辿る「途」、または「過程」の意味である。従って研究方法は真理の認識に到達せんとする努力に際し、我々の思惟が守られねばならぬ規則の全体であると考えうる。

研究方法を大別して二種となすことを得る。我々は一般的原理に達せんがために、個々の事実から出立し得る（帰納）。或いはまた個々の事実に達するために、一般原理から出立し得る（演繹）。

時として我々は、具体的観念から出立して一般的認識に到達する。この方法、即ち帰納的方法是、我々が経験（特定の事実の認識をのみ与えうる）に依頼する場合にのみ使用せられるのであって、我々にかかる経験から一般的真理を引き出すのである。

帰納は、それが観察さるる事実の全部に基いている場合には、完全帰納と呼ばれ、また観察されたる事実を超越して、未だ観察せられざる事実を包容する蓋然的真理を示さんとする時に、それは不完全帰納と呼ばれる。

演繹的方法——三段論法はその最も典型的なものであるが——はこれと反対な途を辿る。ただしそれは一般的認識を基礎として、具体的認識に到達するからである。演繹的論法は従って二つの前提、即ち「一般的前

提」(大前提) 及び「特種的前提」(小前提) と、一般的前提を特種的前提に適用して得らるる「結論」とからなるのである。

学問は、その研究方法に従つて、「演繹的学問」と「帰納的学問」とに區別される。しかしこの區別は相對的価値をもつに止るのである。けだし、いずれの学問も、通常これ等二つの論理的過程を併用するからである。いわゆる歸納的学問も、それが進歩發達するに従ひ、演繹的となる傾向がある。殊に歸納的にある結果に到達した後においては、更に他の具体的事實の認識に達するために、これ等の結果を基礎として、演繹的方法を用ゐるからである。例えば、天文学は多くの經驗に基いて「引力の法則」が確立された後においては、著しく演繹的性質を獲得するに至つた。従つてこの二つの方法は、區別せらるべきではあるが、相互に矛盾すべきものではない。それは相互に排除せらるべき性質のものではなくして、互いに補充せらるべきものである。両者は結合の可能性をもつのである。多くの觀察をなした後において、我々は歸納的に見出された一般原理に到達し、これを基礎として、演繹的方法に依つて更に研究を進め得るのである。

凡そ真理には二種類あることを、我々は注意せねばならぬ。第一は、經驗的真理であつて、それは外部的觀察に基礎を置く。第二は合理的真理であつて、それは我々の理性から直接に派生する真理である。經驗的真理は、一定の事實が一定の様式で發生することを示すのであるが、それ等とは異なつた様式では發生し得ないことを示すものではない。例えば、鵠鳥は白いと云う結論は、一定の時期に至るまでの經驗的真理であつたが、これと異なつた色彩の鵠鳥が存在し得ない、と云うことを意味するものではない。そして事實上、白色の鵠グ鳥がオーストラリアで發見せらるるに至つたのである。従つて經驗的真理は、特定時期までの經驗的研究では、事實は一定の様式でのみ現れたと云うことを示すものである。これに反し、合理的真理は、經驗に依つて打破せらるることではない真理である。それは必然的な思惟の法則を示すのであり、事實は常にこの法則に従うのである。

従つて我々は、合理的真理には常に信頼し得るのであるが、經驗的真理の場合には、常に懷疑的眼を開いて

第三章 法律哲学と他の学問との関連

總ての学問と認識とは、唯一不可分な、人の精神に歸する。従つてこれ等すべての学問、すべての認識の間には、相互に密接な關係が存する。学問は統一体を構成し、有機的の一体をなすのである。しかし法律哲学と特に密接なる關係を保ち、法律哲学研究の重要な資料となる学問について、考察することが必要である。それ等はこの観点からすれば、法律哲学の補助学を構成するものと見ることが出来る。

法律哲学は、狭義の法律学、即ち法律科学ないし成定法学と、極めて密接な關係に立つ。法律哲学の概念を説く際に、私はすでにこの点に触れた。法律哲学は、法律における普遍的要因を研究するのである。法律の根本原理を研究するのである。法律科学、成定法学が終る点が、取りも直さず法律哲学の出発点である。そして法律科学に対して、法律哲学は、法律の概念を初めとし、根本的な諸概念、根底的な合理的基礎を法律学に供与するのである。即ち、法律哲学は、法律科学における特種的な所与を、論理的に統合し、統一する。また法律の歴史的生命を全部的に描き出し（法律史学は個々の成定法的体系の歴史を個別的に研究するのに対応して）、法律の歴史的生命について、一般的な説明を与えんとする。そしてまた法律哲学は、より高い見地から、成定法を評価せんとする。従つて法律哲学は、法律科学からの独立性と自律性を主張するのであるが、それはまた法律科学と必然的な関連を保つのである。法律哲学と法律科学とは相互に補わるべきものである。けだし一面において、法律科学は、それ自身の指導基準をば、法律哲学に求むることを必要とするのであるが、他

面、法律哲学もまた、かかる指導基準を発見し、これを適用せんとするとき、歴史的事実を無視してはならぬからである。例えば、法律の論理的、普遍的概念は、常にこれを個々の法律現象に照らして、反省検討せられねばならぬのである。またこれ等の現象は、歴史的発展の中に、その地位を占むるものとして思惟せられねばならぬのである。そしてまた法律現象は、それが理想的な正義の原理に合致する程度に應じて、評価せられねばならぬのである。しかしこれ等の思惟過程は、法律現象自体の知識を前提とするものである。従って法律科学と法律哲学とは共存し得るのであり、また共存せねばならぬのである。我々は法律哲学の欠くべからざるを認むるがために、法律科学の重要性を否定すべきでなく、またその反対に、法律科学の欠くべからざるの故を以て、法律哲学の重要性をば否定し去ってはならぬのである。

法律哲学は、また「理論哲学」との関連において、研究せられねばならぬ。理論哲学は、実在と思惟との根本原理を研究するのであることは先に一言した。そして法律哲学が法律の普遍性を思惟するためには、法律の概念を、世界観、本体観と調和せしめねばならぬ。例えば、理論哲学が認識の根本原理を研究するに当って、それは「認識は可能であるか」、「如何にして認識は可能であるか」、「認識には如何なる価値を与うべきであるか」等の問題に答えんとするのである。同様に、法律哲学が法律の概念を定めんとするについては、直ちに認識の問題が起るのである。けだし法律哲学は、先ず法律の普遍的概念の価値、即ち法律は実在するのであるか、それはまた単に一の名称に過ぎないのであるか、等の問題を研討しなければならぬからである。これ等の問題が如何に解決せらるるかに拘らず、それは内省的研究、即ち哲学的な理論を前提とするのである。従って法律哲学と一般哲学、殊に認識論との密接なる関係は、極めて明らかであると云わねばならぬ。

法律哲学はまた「心理学」と密接な関係に立つ。心理学は、人間の精神的事実及びその法則を研究する学問である。法律哲学が心理学と密接な関係に立つのは、法律が精神的事実であるが故である。法律が、社会生活をなす人間のもつ確信及びその行ひ評価の所産であるからである。また法律の起原を理解するがためには、心理的過程の性質、精神活動の性質を知ることが必要である。また成定法が確立した後において、成定法の命令

第二編

法律哲学の歴史

歴史を知ることが、すべての学問の研究について有用なことである。そして哲学にあっては、特に歴史的省察の重要性が顕著なのである。けだし哲学的研究にあっては、過去は現在の中に生きていたのであって、過去を知らずして、現在を知ることが不可能であるからである。現代において、省察と論議との対象をなす哲学的諸問題は、少なくとも萌芽的形態においては、すでに古代思想家の注意を惹起した、その同じ問題である。我々が哲学の歴史を顧るときに、我々はそのに、諸種の論理的な実験が開展せられていることを見る。そしてこれに依って我々は、一定の前提から出立するならば、如何なる結論に我々が到達しうべきか、または到達せねばならぬかについての過去の経験を学びうるのである。これに依って我々は、過去の誤りを繰り返さず、その貢献を利用しつつ、より完全な体系を創造することに精進しうるのである。歴史の我々に提供する観察、推理、分析は、過去の研究者の共働所産であって、それは到底一人のよくしえざる業績である。そして、それは我々の哲学的省察について、欠くべからざる補助を与えるのである。

法律哲学の歴史は、法及び正義の問題が、あらゆる時代に、省察せられておったのであることを我々に示すのであって、それは取りも直さず、この問題が技巧的な、一時的な問題ではなくして、人間精神の自然的な、恒常的要請であることを示すのである。しかし、法律哲学的省察は、古にあっては、自律的な形であらわれたのではなく、それは神学的、倫理的、政治学的省察と混合した形で提供されておった。そして、法は人間權威を超越する神の命令と見られたのであるが故に、法は信仰の対象たりうべくして、学問の対象、論議の客体たるを得なかつたのである。かかる情況の下にあっては、成定法は論議を許さざる神の命令であると見做され、成定權威は神の表現者であるとせられたのである。それが論議の客体、学問の対象となるに至ったのは、人間の批判的精神が醒めた時から初まるのである。

以下、西洋における法律哲学の歴史、殊にギリシャよりカントに至るまでの法律哲学的省察の歴史について、その梗概を説こう。それは第三編における、法律哲学の体系への予備的省察である。

第一章 ギリシャ哲学

第一節 初期

ギリシャは「哲学の国」と呼ばれうべき価値をもつ。それはギリシャが古代にあつてすでに驚くべき発展を、哲学の領域において完成したのであつたからである。しかしギリシャ思想の初期にあつては、倫理的問題または法律的問題は考察せられなかつたのであつて、むしろその注意は、物理的自然の問題に向けられたのだ。最も古いイオニア学派は（紀元前六世紀）、一定の原素（水、空気、火等）に万物を還元せんとすることに依つて、外部的現象を説明せんとした。そしてタレス、アナクシマン드로ス、アナクシメネス、ヘラクレイトス、エンペドクレス等はこの学派に属する人達なのであるが、これ等思想家の理論は、法律哲学史の上からはさして重要さをもつものではない。

イオニア学派とほとんど同時代の他の学派、即ちエレア学派に属するクセノファネス、パルメニデス、エレアのゼノン、サモのメリスス等の思想家は、この同じ物理的自然の問題をば、より深い方面から解決せんと試みた。けだしこれ等の人は、外部的現象を形而上的な概念にまで高め、本体を以て唯一不変永恒なものであるとしたからである。彼等は、唯一の区別のみが認めらるべきだとした。「存在するもの」と「存在せざるも

の」との区別がこれである。彼等は「動」、「発展」の概念を否定し、かかる概念を以て、畢竟一の錯覚に過ぎないものであるとした。生、死、発展は不可能であるとした。

法律哲学とより密接な関係をもつのは、当時における他の学派、即ちピタゴラス学派である。ピタゴラスについて、我々は、その生涯についても、またその理論についても、充分にこれを知ることが得ない。彼の教えは全然口述的なものであって、彼自身筆をとったことはないように見える。彼の理論は、彼の弟子の残した断簡、並びにアリストテレスの彼に向けた排撃に依って知り得るのみである。ピタゴラス学派のフィロオス（ソクラテスと同時代の人）の書いたものは、かかる少ない資料中で特に重要である。そしてこの人の著述の断片は、数多く保存せられているのである。ピタゴラスは紀元前五八二年サモに生まれ、南イタリアのクロトネス（現在のコトローナ）に移住し、そこに彼は教団を組成し、彼の教義の帰依者をもつに至った。この教団は、貴族達からなる団体であって、彼等は、ピタゴラスの下に、厳格な宗教的、道徳的訓練に服したのであった。しかしピタゴラスは間もなく政治的な嫌疑を受くるに至って、メタポンテスに逃れ、紀元五〇〇年頃死亡したので、この教団は余り永くは持続せられなかった。

ピタゴラスの理論の根本思想は、万物の実体或いは本質は数にある、従って数の原理が事物の原理であるとしたことにある。この数学的概念からして、天体運行の原理や、音の高低、音と音との調和に関する音楽の原理が発生するのであり、また政治もまたこの同一の数の原理から発生するのであるとしたのであった。即ちピタゴラス派にあつては、正義は算術的な関係である。即ちそれは「均分」、「均等」にある。それよりして、応報、交換、事実と、これが処理との照応が発生するのであるとする。そしてピタゴラスのこの概念の中に、後代アリストテレスの説いた「配分的正義」の理論の萌芽が存するのである。

第二節 ソフィスト

第二章 ローマの法律家

ローマ人は哲理に長じなかった。そしてユダヤにあつては、精神活動の最高の対象は宗教であり、またギリシャにおいて、それは哲学であつたのに相對して、ローマにおいて、それは法律であつたのだ。そして法律について、ローマ人の能力、技能は遙かに他の民族を凌いだ。勿論ローマにおいても、哲学的流派はあつたのであるが、それらは皆ギリシャから派生したものであつた。そしてギリシャの總ての学派は、ローマにそれぞれの代表者をもつておつたのである。例えば、エピクロス派の代表者ルクレティウス・カールスが、「自然について」と云う詩の中に、その師の理論を説くが如き、ストア派がセネカ及びマルクス・アウレリウスに依つて代表せられているが如きこれである。しかし、ローマにおいて哲学を通俗化し、ギリシャ思想とローマ思想との仲立をなした最も顯著な人はキケロ（紀元前一〇六―四三）であつた。彼はその美文とその雄弁との故に知られた著者であつたが、その思想の内容は全然ギリシャ式であつた。そして法律哲学の分野から見て重要な彼の著述は、（一）「デ・レピュブリカ」（二）「デ・レギブス」（三）「デ・オフィキイス」（四）「デ・フィニブス・ボノールム・エト・マロールム」（五）「トゥスカラナエ・デイスピユタティオネス」等である。

右の中、「デ・レピュブリカ」は約三分の一だけ残っている。それは、一八二二年に、ヴァティカンの宮殿で発見されたものである。「デ・レギブス」は未完成であるが、それはキケロ自身が不完全のまま残したのである。キケロは特定の学派に属したものと云えない。彼はその師ポセイドニオスの属しておつたストア派を

始003)めとして諸学派の影響を受けたので、彼はむしろ折衷的であつた。彼の著述である「デ・レピュブリカ」「デ・レギブス」の標題はプラトニ式であるが、その内容はむしろアリストテレス式またはストア式である。そしてそこには、優れたギリシヤ哲学の根本思想が、明晰な、典雅な、そして、ローマ人に理解され易い形式で表現されているのである。キケロはまた常に健全な常識、一般人の信念等に訴えている。そしてそれは、彼の文章を通俗的ならしむる所以でもある。しかしながら、彼の主張の要点は、法律が人の偶然な意志に基づくのではなく、自然から与えられたとする点である。彼は、ストア派の教えたが如く、人の内部的構成に基くとして普遍的理性の表現である永遠法が存在するのだと説く。彼は万物の可変性、相対性から出立して、絶対的正義の不存在を主張した懷疑論者に挑戦したのである(殊にカルネアデスに対して)。キケロはこの懷疑派の議論に対して、総ての成定法が正義に合致しているのではない、もしも総ての成定法が正義に合致するものであるならば、圧政者の法律も法律となるとする。法は独断的な意見に基づくのではなくして、その背後には人間の良心に依つて証明せらるる、恒常的な、必然的な、自然的正義があるのであるとした。「自然的正義」の觀念は、キケロがその雄弁をふるつて説いたところである。また彼によれば、自然法は総ての民族の間に発見せられ、民族相互関係の基礎となるいわゆる「万民法」^{ユス・ゲンティウム}と密接なる關係に立つのである。けだし万民法は、諸民族に共通な要求に基礎を置くからである。そして各民族の特殊の需要に基いて、「市民法」^{ユス・キヴィス}が存在するのだとする。即ちそれは、特種民族の間に行われる法律である。従つてこれ等の自然法、万民法、市民法の間には、矛盾は存在しないのであつて、それは畢竟同一原理の階段的な決定であるとした。

キケロによれば、国家もまた自然の所産である。それは人の社交性、否政治的共同生活に向かう、人の自然的な本能からの所産である。

ローマ法学者は多く哲学的修養を受けたのであつたが、ギリシヤ哲学の諸体系の中で、ストア哲学がローマでは最も歡迎せられた。けだしそれは主として、ストアの哲理が、ローマ人の厳格な氣質に最もよく適合しておつたからである。またストア派の世界的、全人類の理想も、或る程度まで、ローマ帝国建設中に実現せられ

第三章 キリスト教及び中世の法律哲学

第一節 キリスト教理

パレスティナに発した、宗教的・道徳的教えとしてのキリスト教は、数世紀にして歐洲の大部分に拡がった。そして法律及び国家の概念に、深い變動を惹起した。しかしながらキリスト教理は、元來は、法律的、政治的意義をもつのでなく、むしろ、それは純道徳的な意義をもつのであったと見るべきである。キリスト教の敬神博愛の原理は、政治的、社会的改革を目標としたのではなくして、各人の心を改革し、これを純化するものがその第一次的目標であつた。勿論このキリスト教的前提の附随原理として、必然的に各人の「自由」、「平等」、「人類社会の統一」の概念が、導き出されるのではある。しかしキリスト教のこの教義は、直接には、成定法律秩序に反抗する主旨ではない。例えば、奴隸制度でさえも、キリスト教徒に依つて挑戦せらるることはなかつたので、それはむしろ人間的制度として尊重されたのである。ただ神の法律によれば、人類は平等であることが宣明されただけである。そして「教父」時代に至つては、奴隸制を以て、祝福さるべき機会であるとか見えられたのである。けだし奴隸は、忍耐と主人に対する服従とを学び、主人は奴隸に対する温情を学び得るからであるとされた。かれらは奴隸制廃止の必要を支持しないで、むしろ慈悲博愛のキリスト教的原理に依つて、この運命に甘んずべき事を教えたのである。キリストの教えは、本質的には「非政治的」であつた。彼の教え

は後に教権の支持に使用された教えでさえも——皆、元来は純精神的な意味で使用されたのである。イエスの「余は奉仕せらるるために来たれるに非ず、奉仕するために来たれり」、「我が王国は現世のものならず」、「シーザーに属する物はシーザーに与えよ、神に属する物は神に与えよ」、「租税は国家に支払わるべきものにして教会に支払わるべきものに非ず、教会は租税を納むることを得ず、けだし教会は現世の事物を管理すべきにあらざればなり」等の教訓は、この傾向を示すものである。

しかしながら、キリスト教理は、後代の政治、法律及び政治学、法律学に対して、大きな影響を及ぼした。

第一の結果は、原始法に見らるる法律と宗教との融合ないし混同を復活したことである。人間的な事項の合理的な研究の問題と、宗教的な信仰、帰依の問題とを混同せしめたことである。ギリシャ哲理の発達に依って、分離せられたこの二つの方面の分離は失われ、法律進化の初期における混同状態に復帰した。人間理性は、人格の神が世界を支配すると云う信仰の連鎖として許容せられた「天啓」に依って、限定せられた。法律は神の命令として考えられた。国家は神の施設として見られ、神の意志は理性の働きに依って認識せられずして、天啓に依って認識せらるるのだとされた。それは論証せらるべきものではなくして、信頼せらるべきもの、信仰に依って受け入れらるべきものであるとされた。そしてこの事は、後代において、哲学及び古代文化の復興に依って人間的自覚が喚起され、法律を神学と独立に、人間の性情から発するのであると云う、ギリシャ式な理論の復活に導いた伏線である。(グロチウスは、たとえ神が存在しないものとしても、自然法は存在するのだと明白に主張した)。

キリスト教の第二の結果は、教会对国家の關係についての、新しき概念を生み出したことである。古代にあっては、個人の上には「国家」のみが存在した。個人は善良な市民として、総てを国家のために捧げる最高義務に服した。人間は市民たることを本質とし、国家がすべてであった。然るにキリスト教と共に、善良な市民たることには、異なった他の目的、即ち超世間的な目的が、個人の前に投げ出された。終局目的は、最早「国家生活」ではなくなった。それは永遠の祝福の獲得だ。神の意志に服従し、教会に属することに依って、達せ

第四章 近代の法律哲学

第一節 文芸復興

以上の諸学者の輩出と共に、我々は中世の雰囲気から近世的環境に入るのである。けだし社会契約理論の形成は、すでに文芸復興の一表象であつて、人間の精神のあらゆる方面の活動に対して、新しい方向を与えた回転の一の結果であるからである。文芸復興は、すでに一部分、十二世紀の終り頃始まつたのであるが、殊に十五世紀に顕著となり、十六世紀においてもそれは継続した。それは、本質的にはドグマティズムの桎梏に依つて抑圧、窒息せられておつたが、批判的精神の解放を表現するのである。中世紀においては、人は外部的法律に服従すべきものと考えられた。人は法律を創造するものと見られずして、単に法律の適用を受くる受動的な主体として見られておつた。学問の範圍内においても、研究の自由は認められなかった。「權威」に準拠するところが厳に要請され、これを疑う事は許されなかった。換言すれば、それは厳格な精神的他律主義が支配しておつたのである。これに対し、文芸復興に至つて、精神的自律主義が主張されるに至つたのだ。

この回転は、諸種の要因に依つて決定された。そしてかかる要因の或るものは外部的要因であり、或るものはより深い内部的要因に基くのである。そしてこの回転は、或る意味において、また或る形相においては、古代の人生觀への復帰であると見ることができる。

外部的な要因としては、第一に、一四五三年コンスタンチノーブルがメフメト二世に依つて占領せられ、東ローマ帝国が没落し、ために西ローマ帝国、殊にイタリアに多くの学者が移住したことを挙げねばならない。これ等の学者は古典に通じておつて、古代国家即ち異教国家の精神を生かし、キリスト教の超世間的な精神に対応して、新しい「人本主義」的な精神を喚起した。外部的要因の第二は、印刷術の発明であつて、それは思想の迅速な伝播を可能ならしめた。また第三に、偉大な地理的発見をも挙げることが出来る。殊にアメリカの発見は、人間の活動に対して、新しい天地を開き、経済的大変動の可能性を予見せしめた。より深い内部的因は、新しい科学的宇宙観であつた。即ちコペルニクスの体系が、バイブルの記述に従つたプトレマイオスの体系、即ち地球が宇宙の中心であると云う説を覆したことである。この科学的進歩は、重大な結果をもたらした。けだしそれは、中世を支配した人類中心主義の多くの誤謬を明らかにしたからである。地球が、一般に信ぜられたるが如く宇宙の中心ではなくして、極めて小さい土塊であることが論証されたので、既定宗教の神話が動搖を來たし、既定宗教の教義が批判された結果として、汎神論的傾向が開始さるに至つた。

文芸復興的精神の一つの重要な発現は、殊にアングロ・サクソン系の諸国に完成された宗教改革、即ちプロテスタント運動である。この方面においても、批判的精神が喚起され、信仰の範圍において、個人の自由が極度まで主張された。宗教改革者は概して宗教家であつて、彼等は教会の權威に対して、反抗せんとしたのだ。けだし彼等は、何等の仲介者なしに、神を礼拝することが出来ると信じたからである。従つて宗教の分野においても、伝統的な教義に対して、個人的意識がその自律性を主張したのであつた。

この解放運動は、哲学の領域においては、より明白に完成された。文芸復興を正式に代表する哲学者は、テレジオ及びブルーノ、キャンパネラである。彼等に次いで、デカルト及びベーコンが現われた。この二人は、二つの異なつた方面において、近代哲学の眞の建設者である。デカルトは個人の意識を出立点とする。そして彼は教義の權威を否定した。総ての伝統的意見を否定した。総てのものを否定した。総ての認識を疑つた。そしてただ疑う彼の思惟の存在のみが、唯一の確實性をもつものであるとした。即ち彼のいわゆる「ユギト・

第三編

法律哲学の体系

第一章 法律の概念

第一節 緒論

法律哲学の第一の任務は、前述の如く、法律の論理的概念を定むることである。

法律が何であるかは、近似的には何人も知るところであるが、しかし法律の概念を正確に定むことは、非常に困難な業である。そしてそれが如何に困難であるかは、この点における多くの研究がなされたに拘らず、今なお一般に承認さるべき結果に到達しておらないと云う事實に依つても明らかである。カントは、「法律学者は今なお法律の概念の定義を探究している」と述べたのであるが、このカントの言葉は、現在においても、そのまま繰り返すことが出来るのである。しかしこの研究は困難ではあるが、それはなされねばならぬ研究である。けだし近似的な一般人の法律概念は、或る特定の目的のためには充分であるかも知れないが、学問的認識としてそれは不十分だからである。法律の通常の発現形態は、何人も容易にこれを認識し得る。しかし法律の概念の認識の世界における地位を定め、その本質的要因を決定し、これと類似する他の概念と区別することが問題とせらるる場合において、そこには重大な疑いと困難とが生ずるのであって、一般人の概念を以てしては、これ等の疑いと困難とを克服し得ないのである。従つてこれ等の問題を解決するためには、法律についての系統的研究が必要となるのであって、かかる研究は法律科学のなし得ざるところである。けだし法律科学の目的

は、法律的事実の一部たる成定法に極限せられているからである。これに反し、法律の論理的概念は、総ての可能な法律体系を包容せねばならない。それは普遍的でなければならぬ。批判哲学の言葉を借りて云うならば、それは可能的法律経験の「極限」でなければならぬのである。

法律の概念を定むるについて、それを歴史の中に見出さんとするならば、その回答は雑多であり、一致を見るには至り得ない。けだし歴史は我々に、古代から現代に至るまでの諸国民の間に行われた法律的規律、法律の制度の雑多性を示すので、特定時代における各国民は、独特の様式で、その法律を決定する。従つて歴史は、法律そのものを我々に提供するのではなくして、数多くの法律体系を我々に提示するのである。

歴史的認識が、今日よりも遙かに限極せられておつた古代においても、この点は認められずにはおらなかつたのである。そして歴史的觀察から生ずる成定法の多様性からして、普遍的法律、普遍的法律概念の存在についての懐疑のないし否定的運動が発生したのである。法律は可變的、独断的であると云う事実が、ソフィストをして、法律の權威を無視せしむる最も有力な議論であつたのである。そして同様に懷疑派の哲学（ピュロンを頭目とする）も、諸種法律体系の間に存する矛盾反對を指摘することに依つて、認識一般の不可能であることを論証せんとしたのである。懷疑派があらゆる批判を中止すべきであること、即ち我々は「沈黙」を守るべきであることを基礎づけた有名な十箇の議論の中で、その一は、制度、慣習、信仰、法律の矛盾であつたのである。この事実からして、如何なる事項もそれ自身において、正または不正であるのではなく、一定の制度、法律、慣習に関連せしめてのみ、かかる批判がなされうるのであると演繹されたのであつた。この懷疑的傾向は、後第二、第三アカデミー学派において復活した（ピュロンの懷疑主義程徹底的ではなかつたけれど）。そしてギリシャ人の外交使節としてローマにおつた、クレーネのカルネアデスの論理に依つて、ローマに騒動が起つたことは有名な事実である。カルネアデスもまた、正義は自然に基くのではないとした。彼は暑い、寒い、甘い、苦い等の名称は自然に基くのであるが故に変更しない、しかし正、不正等の言葉は、これと同様ではないのだとしたのであつた。またこの種の考え方は、十六、七世紀におけるフランスの懷疑派に依つて、近代的

第二章 法律の成定的発現

以上述べたところは、法律的評価の認識論的地位、並びにそれから流出する法律規範の普遍的特質、法律と道徳との交渉、権利、権利主体等の概念であった。我々は更に進んで、法律の成定的発現たるいわゆる成定法の体系が、人類の歴史の中に如何に開展するかの問題を考究せねばならぬ。それは法律の現象論的研究であつて、法律歴史哲学と呼ばれ得べき種類の研究である。我々は先ずその前提として、社会、国家、及び成定法の性質を明らかにして置かねばならぬ。

第一節 社会

社会は複数人をして結合的に生活行動をなさしめ、且つ各人とは異なつた、新しいより優れたる統一体を形成せしむる連鎖または関係の一団を云うのである。

社会は自然的事実、自然的所与であつて、それは各人が、他人と共同生活をなす必然性に依つて、決定せられてゐるのである。人が孤独に生活し、社会を離れて生存するがためには、アリストテレスの表現を借りて云えば、「禽獸または神とならねばならぬ」。即ち人以下のものとなるか、或いはまた、人以上のものとならねばならぬのである。人が人たる以上は、他人と結合し、社会に属することを必要とする。ドイツのオット・ギル

ケがそのドイツ団体法論巻頭に「人の人たる所以は人と人との結合にある」としているのは、この意味の真理を表現している。事実上において、人は生まれると同時に社会に属するのである。それはその意志に基いてではなくして、必然的に社会に属するのである。人が自己を自覚するに至った時に、彼はすでに多くの社会的関係の連鎖につながれていることを発見するのである。そして利己的並びに利他的な本能、即ち自己保存及び種族保存の本能に依って、彼は社会の中に存在を続けるのである。そして人の機能が、漸次発展すると共に、社会を強め、これをより価値あるものとすべき、新たな理由が付け加えられるに至るのである。そして人は、自己の生命の発現諸形態の統合と、自己のより高い目的達成の可能性とを、社会の裡に見出すのである。

右の考え方はすでに、古代哲学の把握したところのものであった。アリストテレスは、人間を「家族的及び政治的動物」であると定義した。即ちそれは、人は本性上、家族生活、政治生活をなす傾向を有すると云う意味であって、畢竟人と社会との関係を道破したものである。彼以後の哲学においても、この概念は、法律の基礎に関する理論の、必然的前提として常に認められたのであった。グロチウスもまた、アリストテレスの概念を異なった形式で表現して、人は自然的「アベナイテウス・シニエタイス社交性」をもつのだと主張したのであった。

学者の問題とする処は、そして問題とせられねばならぬ点は、社会は存在せねばならぬかと云う問題ではないのであって、社会は如何に構成せられ、規律せられねばならぬかの点である。社会存在の必然性は、すでにあらゆる歴史的観察に依って論証せられたのである。我々の歴史的に知り得る範囲において、我々は常に人の集団を発見する。それは素朴的な、不完全な形態においてではあるにしても、人の生活は常に集団的に行われているのであって、孤立的ではないのである。ホッブスの仮説した、「万人の万人に対する戦争」（個人と個人との間の戦争）なるものは現実には存在しなかったのである。原始社会における「戦争」も、集団相互の間に行われたのであった。従って我々は、最も反社会的な外観をもつ「戦争」と云う現象も、「社会」の概念を前提とするものであることを、発見するのである。

久しい間「社会状態」に対立する意味で、「自然状態」が説かれたのであった。ほとんど総ての自然法派は、

第三章 法律の合理的基礎

法律哲学の研究すべき第三の問題は、法律の合理的基礎である。我々は成定法の存在を認識するだけでなく、かかる成定法が正しいかどうか、換言すれば、成定法が存在の権利をもつや否やの問題を研究せねばならぬ。それは法律の「正当性」の問題である。成定法に優越する「正義」の問題である。古典的な表現を以てすれば、それは成定法に対する「自然法」の問題である。元来「法律は自然に依って存するや、将たまた制定に依って存するや」の問題は、古くギリシャ哲人が提出した深い法律哲学的問題であって、爾来二千数百年に涉って論争され、今日といえどもなお未解決の問題とせられている。そしてそれは、法律哲学の最も重要な問題である。従って、我々はおかかる方面の考察に、最後の一章を捧げなければならぬ。

第一節 正義感情

我々は、我々の経験とは独立に、正邪を識別する第一次的な機能を、我々の中に有している。それは「法律感情」または「正義感情」と名付け得べきものである。そしてそれは、法律の合理的基礎の問題を探究する出发点となる。

我々の法律感情は、外部的事実から由来するのであるとする見方がある。即ち我々の意識の中に働く判断、

評価は、外部的世界においてなされた判断、評価の反覆に過ぎないのであって、我々の法律的評価も、我々の服従している成定法律秩序の中に体现された評価の反射に過ぎないものであると云う観方がそれである。しかしながらこの観方は、厳格に云うならば、本末を顛倒したものである。けだし法律秩序は本質的には、我々の意識の表現としてのみ説明し得るのであり、成定法は社会的聡明と社会的意志の所産であるからである。

法律感情が、成定法とは独立に、自律的に存在するものであることは、我々の法律的批判、法律的評価が、成定法中に含まれた法律的評価とは異なり得ると云う事実によって証明せらるる。国家のみが正邪を評価し得るので、人民が自己の基準に依って、かかる評価をなす権利を主張することは、国家に対する一大冒瀆であると云う主張は、ある種の真理を含むものではあるが、本質的には不可能な主張であると云わねばならぬ。自律的に正邪を識別する我々の意識、ある場合成定法の不当なることを感ずる我々がもつ機能は、国家といえどもこれを防止、撲滅することを得ない。勿論一般の場合には、我々の法律感情は成定法的評価に一致し、これを是認するのであるが、時としてはこの一致が破られ、我々は成定法に対立して、滾々として尽きない我々の法律感情ないし正義感情を経験するのである。

もしもまた我々の法律感情と成定法とが常に一致するものであるとすれば、成定法の進化への刺戟は取り去られ、停滞を惹起し、我々は法律の歴史的進化の概念を否定せざるを得ない事となるであろう。従って我々は、我々の意識に固有な法律感情が、第一次的なそして自律的な生きた力であり、法律進化の第一淵源であることを認めるのである。

第二節 法律の基礎に関する理論史の批判的考察

法律の固有の基礎としての自律的な正義感情を否定せんとする観方は、古代より近代に至るまでその跡を断たない。これ等の観方に依れば、法律は力または権力の表現に過ぎないので、それ以外何等理想的の基礎があ

や 行

ヤロスラフ法典 264
唯物史観 274, 286, 287
ユスティニアヌス 131, 249, 255,
265, 266
ユス・レガーレ・モンタノールム 262
ユリアヌス 247, 248
養老律令 238
ヨーク・アントワープ規則 254

ら 行

ライプニッツ 91, 94-96, 98, 99, 137,
292
ラクタンティウス 64
ラドラン条約 260
ラングエ 71
リウィウス 76
李愷 235
リシアス 245
理想法 200
リットルトン 273
律令 238-240

律令格式 235, 239, 240
リブッサ 261
リベルム・ヴェト 262
令義解 238, 239
類聚検非違使官符宣旨 239
ルイ十一世 257
ルイ十四世 254, 269
ルーファス 271
ルウリン 260
ルクレティウス 56
ルソー 77, 79, 87, 91, 92, 94,
105-110, 119, 120, 184, 194, 292
ルター 257
礼 234-236
礼治主義 234
レーモンド 256
レクス・ザリカ 251, 270
レパール・アイクル 259
ローマ教会 257, 258
ローマ市民法 17, 152, 277
ロセリヌス 136
ロック 91-94, 104, 110, 120, 184,
292, 308
ロンバルド法典 251

プフェンドルフ 89-91, 96, 184, 292, 295
 プフタ 201
 プラクトン 268, 272
 ブラックストン 273
 プラトン 29, 39-48, 50-54, 57, 121, 135, 136, 143, 147, 186, 188, 195, 244, 306
 フラン・アディン・アリ 227
 フリードリヒ大王 269
 ブリハスパティ 231
 ブリホン 259, 261
 ブリュン法律書 262
 プリンツ 175
 ブルーノ 21, 71, 74
 フレデリック二世 254
 プレトール 58, 152, 247, 248, 258
 プロイスイッシェス・ランド・レヒト 269
 プロタゴラス 39, 114, 244
 プロディニス 39
 ヘーゲル 87, 129, 190, 198, 201, 200
 ベーコン 21, 65, 75
 ベッカリア 17
 ベネディクトゥス十五世 257
 ヘミン 80
 ヘラクレイトス 37
 ベラルミーノ 71
 ベンタム 288, 290
 ヘンリー二世 260, 271
 ヘンリー八世 257, 260, 272
 法経六篇 235
 北条泰時 240
 法治主義 234
 法律科学 14-16, 18, 27, 28, 126, 139, 242
 ボーダン 76, 78-80, 85
 ポスト 211, 281
 ポセイドニオス 52, 56
 法曹至要抄 239
 ホッブス 29, 85-87, 89, 91-94, 143,

183, 284, 292, 295
 穂積陳重 280, 281
 ポティエ 269
 ホメロス 243, 244
 ポルタリス 269
 ホルテンシウス 247
 本所法 239

ま 行

マイモニデス 224
 マエスタス・カロリナ 262
 マキアヴェリ 76-79, 85
 マグナ・カルタ 256, 260, 262
 マサレラ 281
 マヌ 217, 230
 マヌ法典 220, 230, 231, 233, 237
 マホメット 218, 225-227
 マリアーナ 71
 マルクス 286
 マルクス・アウレリウス 52, 53, 56
 マルシリウス・パタピヌス 69
 マレー 273
 マンチーニ 192
 ミノス 217, 243
 明法博士 239
 ミル 118
 ミルトン 91
 無上命令 97, 115, 116, 122
 ムフティー 227, 228
 メートランド 281
 メーン 143, 211, 231, 276, 278-281
 メフメト二世 74
 メリスス 37
 メンガー 205
 モーゼ 222, 223, 225, 237, 246
 モリナ 71
 モンテスキュー 80, 94, 100, 102-105, 109, 120, 274, 284

テルトゥリアヌス 64
テレジウス 21
テレジオ 74
ド・グリフ 280
ド・ボナール 201
ド・メートル 201
ド・ラ・グラスリー 280
同別居留 242
唐律疏義 235
ドームズデイ・ブック 271
ドネルス 267
トマジウス 89, 96-98, 118, 140, 148,
149, 156, 292
トマス・アクィナス 65-67, 136, 186,
306, 307
トラキシミヌス 284
トラシュマコス 39
トラヤヌス 246
トリボニアヌス 249
ドルイド 258, 259
奴隸 45, 50, 51, 53, 58-61, 129, 130,
172, 185, 188, 243, 264
トロシエ 269

な 行

ナシチョーキン 264
ナポレオン 263, 269
ナポレオン法典 263, 269
ニースザワ憲法 262
ニコライ一世 265
ニュートン 299
ヌート 267
ノックス 257

は 行

バーク 201
陪審 244, 245, 247, 251
ハウエル・ザ・グッド 260
パウルス 147

パスカル 128, 284, 286
ボックス・ロマーナ 245
パッハオーフェン 211
パトリック法典 259
パトロヌス 172, 247
パナイティオス 52
パピニアヌス 248
ハムラビ 220-223
ハムラビ法典 220-222
バラモン 230-233
バルトールス 266
パルメニデス 37
パレ・ド・ジュスティス 267
反坐法 212
万民法 57, 59, 60, 131, 292
ビアリング 167
ピウス十世 257
ピタゴラス 38
ピタゴラス学派 38
ヒッピアス 39
ヒペリデス 245
ヒューム 111, 112
ピュロン 127
ピョートル大帝 265
ビンディング 164
フィヒテ 148, 149, 196
フィルマー 91
フィロラオス 38
フーゴー 201
フォア・コーツ 261
フォーテスキュー 272
フォルム・ユディチウム 251
フォスコロ 77
復讐 201, 212-214, 285, 286
服従契約 70
武家諸法度 241
武家法 239, 240
仏教 230, 232, 233, 237, 239
服忌令 241
ブトレマイオス 74
ブハナン 71

シュルティング 267
巡回裁判 271
貞永式目 240
蕭何 235
貞観格式 238
ショーペンハウエル 112, 142
ジョーンズ 231
贖罪 212-214
諸士法度 241
諸宗寺院法度 241
ジョン(王) 256, 260
シラー 117
塵芥集 240
新加成式 240
神裁 215, 219, 237
人治主義 234
人定法 66, 306, 307
神法 78, 148, 250, 307
人本主義 74
人民主権 71, 91, 108, 120
スアレス 71
スコラ派 21, 65, 136, 292
ストア派 52, 53, 56, 57, 172
スパラト法典 263
スピノザ 87-89, 140, 292, 297, 299
スペランスキー 265
スペンサー 121, 129, 186-188, 196,
288, 290, 291
成定法 15-18, 22, 23, 25, 27-30, 36,
40, 42, 45, 52, 57-61, 81, 82, 90, 101,
107, 109, 122, 127, 129-131, 146,
166, 169, 170, 172, 177, 178, 182,
190, 194, 199, 200, 202-204, 206,
209, 210, 215, 216, 245-249,
274-279, 281-288, 292, 293, 295,
296, 304-309
成定法学 27, 245-249
成文立法 90, 199, 200, 203-209, 237,
238, 277, 292
セネカ 52, 56, 186
ゼノン 37, 52

セルデン 273
戦争 84, 87, 122, 160, 183, 212-214,
236, 269, 274, 277, 308
ソヴィエト連邦憲法 265
相対主義 288, 296
属人主義 251
属地主義 225, 251
ソクラテス 38-43, 52, 135, 244, 291,
306
ソフィスト 39-43, 46, 69, 127, 143,
247, 284, 286, 292, 293
ソロン 243

た 行

ダーウィン 87, 185, 213
大化改新 236, 237, 242
大清律例 236
大宝律令 238
大明律 236
タキトゥス 211
武田信玄家法 240
タブタハ 259
タルムード 224
タレス 37
ダンテ 68, 69
チャールズ五世 272
朝廷法 239, 240
片例 238, 239
廷尉式 239
ディオゲネス 52
ディオドロス 219
ティボー 201
デカルト 74, 75, 128, 299
デクレタリア 256
デクレテウム 255, 256
デクレテウム・グラティアニ 255
デモステネス 243-245
デュギー 190, 196
デュムーラン 269
テュルゴー 275

検非違使私記 238
 検非違使至要抄 239
 憲法十七条 237
 元律 236
 孔子 234, 236, 303
 郷村法度 241
 弘仁格式 238
 衡平 49, 58, 148, 152, 256, 273, 280
 →エクイティ
 衡平法 148, 256, 273
 衡平法裁判所 273
 高野山文書 240
 功利主義 54, 121, 288-291
 コーク 273
 コーデックス・ユーリス・カノニチ
 257
 コーラー 180, 281
 コーラン 226
 国際海法会 254
 国際法学会 254
 御成敗式目 240
 コナルスキ 263
 コベルゲル 266
 コペルニクス 74
 コモン・ロー 152, 240, 271-273
 ゴルギアス 39, 52
 ゴルティナ法 243
 コルプス・ユーリス 249, 260, 265,
 266, 268, 272
 コルプス・ユーリス・カノニチ 256
 コルプス・ユーリス・チヴィリス
 249, 255
 コルベール 254, 269
 コンスタンティヌス 68, 69
 コンソラト・デル・マーレ 253
 コント 30-32, 186, 187, 275
 コンドルセー 275

さ 行

サージャント・アット・ロー 271

裁許留 242
 裁判権 214, 238, 251, 254, 257, 271
 裁判至要抄 239
 裁判要決 239
 サヴィニー 174, 201, 202, 268
 坂上明兼 239
 里見家法度 240
 左右検非違使式 238
 サルマシウス 91
 三権分立 104
 シーザー 62, 246, 258
 寺院法 239-241, 255
 ジェームズ一世 261
 ジェズイット派 71
 シェッフエン・ゲリヒト 251, 268
 シェフレ 180, 187
 シェリング 87, 186, 201, 202
 ジェンティーレ 77, 80
 ジョルジオ 176
 シジウィック 145
 自然状態 29, 52, 70, 71, 80, 85, 88,
 90, 92, 93, 99, 105-108, 122, 143,
 183, 184, 293-295
 自然法 17, 18, 53, 57-60, 62, 66, 78,
 81-84, 87-91, 100, 101, 109, 110,
 119, 128-130, 142, 152, 172, 183,
 184, 199, 202, 282, 291-296,
 304-306, 309
 十戒 223, 237, 246
 シドニー 91, 92
 市民法 17, 57, 59, 60, 152, 277, 292
 社会契約 54, 69-71, 73, 82-84, 86,
 92-94, 99, 105-110, 120, 195, 197,
 292
 ジャガンナサ 231
 シャルルマーニュ 63, 250, 251
 ジャンヌ・ダルク 256
 十二表法 101, 246
 主権者 78, 83, 85, 90, 92-94, 194,
 207, 214
 周礼 235

エドワード一世 257, 260, 271
エピクテトス 52, 53
エピクロス 53, 54
エピクロス派 53, 54, 56, 69, 288
エリザベス(女王) 260
エレア学派 37
延喜格式 238
延喜式 238
エンゲルス 286
エンペドクレス 37
近江令 238
大内家壁書 240
オースティン 146
オッペンハイマー 196
オリゲネス 64
オルデンドルフ 80
オレロン法(典) 253

か 行

カーディー 227, 228
カール一世 262
ガイウス 248, 249
外国人 59, 172, 173
海商法 252-255
カジミエシュ四世 262
カジミエシュ大帝 262
カスバリ 257
カソル 227
カニウト 270
カノン法 252, 254-257, 265, 292
家法 240, 241
カラカラ 248
ガリア戦記 258
カリクレス 39
カリフ 226-228
ガリレイ 256
カルネアデス 57, 127
慣習法 200, 201, 203, 204, 206-209,
236, 237, 239, 240, 242, 254, 259,
272, 273, 276, 280, 292

観心寺文書 240
カント 15, 36, 39, 44, 97, 98, 107, 109
-123, 126, 129, 130, 136, 137, 140,
148, 157, 184, 190, 195-197, 266,
275, 276, 289, 296, 298, 303
キケロ 52, 56, 57, 79, 128, 131, 162,
186, 247, 291, 299
ギペリン 63, 68, 69, 75
キャンパネラ 21, 74
キュニコス派 52, 53
キュレネ(学)派 53, 54, 288
玉条簡要抄 239
キリスト教 61-66, 74, 115, 251, 255,
256, 259, 264, 277
ギルケ 182
キルヒマン 284
金玉掌中抄 239
クインティリアヌス 248
公家諸法度 241
公家法 239, 240
クザーヌス 71
公事方御定書 241
公事師 242
クセノファネス 37
クセノフォン 41
クヤチウス 267
グラティアヌス 255
グラティン法典 251
クリエンテス 172
クリシッポス 52
クリスティアン九世 254
クリスティアン五世 254
クレアンテス 52
グレゴリウス九世 256
グレゴリウス十三世 256
クレメンテス 64
グロチウス 17, 62, 76, 80-86, 89, 93,
106, 122, 129, 183, 292, 295
グンプロビッチ 143
ゲーテ 280
結合契約 70

索引

あ 行

アイケ・フォン・レプゴー 251
 アインス 270
 アウグスティヌス 64-66, 132
 アウグストゥス 248
 アショーカ王 232
 アゾ 268
 アッシュール法典 221
 アナクシマンドロス 37
 アナクシメネス 37
 アペラルドゥス 136
 アマルフィ法典 253
 アリステイッポス 53
 アリストテレス 21, 38, 40, 47-51,
 54, 57, 65, 66, 75, 79, 81, 95, 103,
 104, 121, 131, 135, 136, 152, 182,
 183, 186, 188, 195, 244, 292, 297, 299
 アルケラオス 284
 アルトゥジウス 71, 83
 アルフレッド大王 270
 アルベルト 136
 アレクサンドルー世 265
 アレクサンドロス 47, 217, 232, 245
 アレクセイ(皇帝) 264
 アレクセイ法規 264, 265
 アレンス 146
 アンセルム 136
 アンティステネス 52
 アントニウス 252
 アンドリエ 255
 アンブロジウス 64
 イヴァン三世 264
 イヴァン四世 264

イェーリング 143, 146, 165-169,
 176, 203, 205, 234, 246, 268
 イェリネック 150, 169, 170
 イオニア(学)派 37, 284
 イスラム 219, 224-231, 263, 270
 イセルバート 270
 イデオロギー 242, 286
 今川仮名目録 240
 イヤー・ブックス 272
 イルネリウス 266, 267
 石清水文書 240
 インズ・オブ・コート 268, 271-273
 インノケンティウス三世 256
 ヴァカリウス 268
 ヴィーコ 84, 100-102, 280
 ウィグモア 280
 ウィンリカ憲章 262
 ウィスピー海法 253
 ヴィノグラドフ 281
 ウィリアム・(オブ・)オッカム 69, 136
 ウィリアム一世 271
 ウインクラー 80
 ヴィントシャイト 170, 175, 268
 ヴェルベニック法典 263
 ウォエト 267
 ウォルフ 98, 99, 110, 292
 厩戸皇子 237
 ウマル 226, 227
 ウルピアヌス 59, 140, 248
 エウデモス 47
 エーアリッヒ 202
 エクイティ 152 → 衡平
 エスピナ 185
 江戸町中定 241